

- 令和7年6月に、今後10年間の地方創生の方向性を示す「地方創生2.0基本構想」が閣議決定。
- 地方創生2.0において、農林水産業はキーとなる産業であり、農地の大区画化やスマート技術の導入による生産性向上、輸出やフードテックを活用した付加価値向上、農泊等の地域資源を活用した楽しい農山漁村の創出が必要。
- これらを進めるためには、CSV活動や研修等による社員の派遣、地方公務員・会社員等の副業の促進に取り組むとともに、官民共創を進める際の中間支援組織となる地域金融機関や課題解決企業と農山漁村との新結合を促進し、関係人口の創出・拡大による農山漁村の基盤強化が必要。

「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォーム

- 企業が円滑に農山漁村に参入できるよう、情報発信・情報交換を行うとともに、農林水産省が地域金融機関等とも連携して、企業と現場とのマッチング・事業化を支援
- 企業約480企業、自治体約60団体の計540団体が参画（R7.5時点）
- 第1回シンポジウム 令和7年2月4日開催
第2回シンポジウム 令和7年7月16日開催

農山漁村に関与する企業側のメリット

- **事業リターン**
 - ・ 原材料等のサプライチェーン安定化・顧客減少リスク低減
 - ・ 他業種・他地域への新規開拓、事業推進のための環境整備
- **人的リターン（対従業員）**
 - ・ 採用力強化・人材育成・従業員満足・エンゲージメント向上
 - ・ 課題発見力強化に資する研修、退職者のセカンドキャリア
- **ブランドリターン（対顧客）**
 - ・ 企業イメージ向上、地域住民・自治体との信頼関係強化
- **資本市場リターン（対投資家等）**
 - ・ 資金調達優遇（サステナブルファイナンスによる金利優遇等）
 - ・ 投資家・株主からの評価向上

「農山漁村」インパクト可視化ガイダンス （R7.3公表） （社会・環境インパクト例）

地域経済
の活性化

農山漁村の持続可能
な生活環境の維持

ウェルビー
ング向上

気候変動
への適応

ネイチャー
ポジティブ

農山漁村における災害
レジリエンスの向上

気候変動
の緩和

※「インパクト」とは、事業や活動の結果として生じた、社会的・環境的な変化や効果（短期・長期間わかない）を指す。

地域金融機関や課題解決企業等との「新結合」

農村 ×地域金融機関の例

地域金融機関が現場に入り
農村の課題と
民間企業をマッチング



熊本県でのマッチングイベントの様子
（肥後銀行がサポート）

農村 ×大都市のオフィスワーカー・企業の例

JR東日本社員の副業による
農業参入
企業版ふるさと納税を活用した
援農ボランティアツアー
（アサヒビール、ニッカウヰスキー、JTB）



JR東日本社員のさくらば農家での
作業の様子



ツアー参加者による
りんごの収穫作業の様子

○「食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）」においては、インバウンドを含む旅行者の農村への誘客促進、宿泊単価等の向上（高付加価値化）に資する取組を推進するとともに、輸出拡大との相乗効果を図るとされ、令和11年度までに「農泊地域での年間延べ宿泊者数を1,200万人泊」、「農泊地域における宿泊等の売上額を2,200億円」とするKPIが設定された。

農泊の推進について

- 「農泊」とは、農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のこと。
- 農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援。

農泊推進の状況

- 農山漁村振興交付金による農泊推進の支援に採択され農泊に取り組んでいる地域（農泊地域）の宿泊者数は、611万人泊（R4年度）から794万人泊（R5年度）と約1.3倍増加。
- 「農泊インバウンド受入促進重点地域」の40地域に対して、関係機関と連携した海外向けプロモーションや受入環境整備の優先的な支援等を行い、インバウンド誘客を促進。
- 特色ある農泊地域の取組事例の紹介や地域間及び旅行業者が交流できる「農泊みらい交流フォーラム」の開催、農泊地域の国内外向けのプロモーション等を支援。



SAKU酒蔵アグリツーリズム推進協議会（長野県佐久市）

- 現役の酒蔵での蔵人体験を高付加価値で提供（2.5畳の部屋で2泊3日9万円/人を実現）
- 英語で案内するツアー（2泊3日14万円/人）を設定し、R5年度は40%のインバウンド率を達成
- 泊食分離とし、地域の飲食店にも裨益
- 地域の雇用を創出するとともに、営業の効率化により従業員の時給を向上



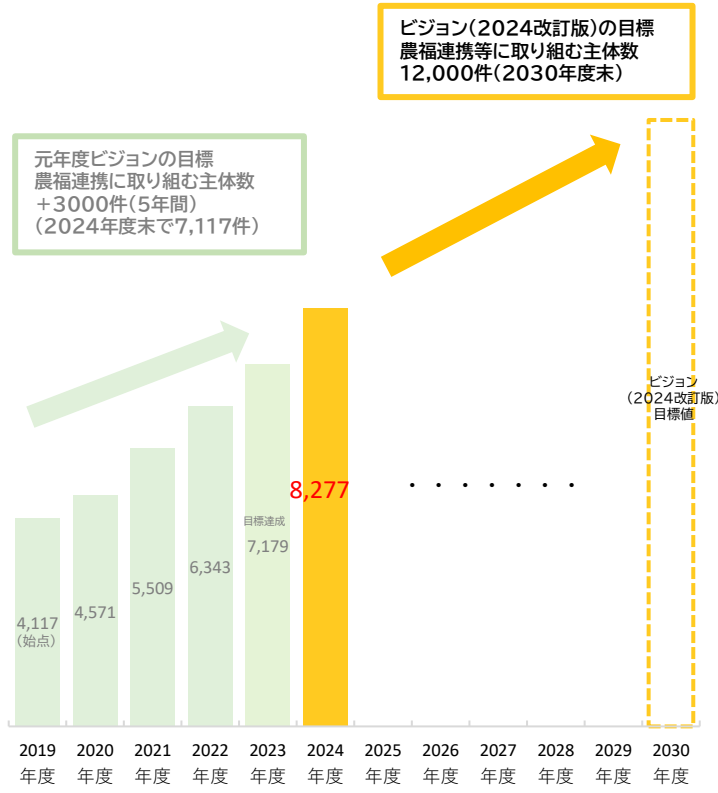
酒造りを体験する参加者



酒蔵ホテル®

- 農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組。
- 「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」(令和6年6月5日農福連携等推進会議決定)に基づき、「農福連携等を通じた地域共生社会の実現」を目指して、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省が連携した施策を推進。

農福連携等の取組主体数の推移



農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)の概要

地域で広げる
未来に広げる
絆を広げる

- 地域協議会や伴走型コーディネーターの活動を通じて、地域単位の推進体制づくりを後押し
- 生産施設等の整備やスマート農業技術等の活用
- 地域での多様な連携やノウハウ商品のブランド化
- 現場で農業と福祉をつなぐ専門人材の育成
- 農業の担い手や農業高校の生徒等への普及
- 特別支援学校の実技・実習要望に対する農業者による協力・支援
- ノウハウの日(11月29日)等による企業・消費者も巻き込んだ国民的運動の展開
- 社会的に支援が必要な人たちの農業での就労
- 世代や障害の有無を超えた多様な者の交流・参画の場としてのユニバーサル農園の拡大
- 林福・水福連携の推進

※ 令和元年6月決定の「農福連携等推進ビジョン」では、2024年度末までに農福連携に取り組む主体を新たに3,000創出するとの目標を設定

農福連携等を通じた地域共生社会の実現

KPI 2030年度までに、4省庁が連携して、農福連携等の取組主体数を12,000件以上とする。

○ 中山間地域は、我が国の農家数や耕地面積、農業産出額の約4割を占めるなど、食料の安定供給の確保と多面的機能の観点から重要な地域。

○ 中山間地域等が直面している様々な課題を克服し、中山間地域等の農業を振興するため、それぞれの地域の実情に応じて、農業を「支える」ための施策、農業で「稼ぐ」ための施策と、農村に「関わる」関係人口を拡大するための施策を併せてパッケージとして一体的に実施。

中山間地域の主要指標（令和2年）

区分	全国 (A)	中山間地域 (B)	割合 (B/A)
①人口 (R2)	1億2,615万人	1,336万人	10.6%
②総土地面積	3,780万ha	2,412万ha	63.8%
③耕地面積	437万ha	167万ha	38.1%
④林野面積	2,477万ha	1,845万ha	74.5%
⑤総農家数	175万戸	78万戸	44.7%
⑥販売農家数	103万戸	44万戸	42.6%
⑦農業産出額	8兆9,557億円	3兆5,856億円	40.0%
⑧農業集落数	13万8千集落	7万5千集落	54.1%
⑨第1次産業 就業者数 (R2)	196万人	74万人	37.8%

資料：農林水産省統計部「2020年農林業センサス」

（②総土地面積、④林野面積、⑤総農家数、⑥販売農家数、⑧農業集落数）

農林水産省「令和2年耕地及び作付面積統計」（③耕地面積）

農林水産省「令和2年生産農業所得統計」（⑦農業産出額）

総務省「令和2年国勢調査」（①人口、⑨第1次産業就業者数）

注1 中山間地域の値(B)の集計に用いる農業地域類型区分は、令和5年3月改定のものを使用。

注2 ③耕地面積、⑦農業産出額の中山間地域の値(B)は、農林水産省農村振興局地域振興課の推計値。

注3 ①人口、⑨第1次産業就業者数の中山間地域の値(B)は、農林水産省「地域の農業を見て・知って・活かすDB」を基に、農林水産省農村振興局地域振興課が推計。

注4 ②総土地面積、④林野面積の中山間地域の値(B)は、市区町村別の総土地面積を用いて算出しており、北方四島等や境界未定の面積を含まない。

注5 全国(A)及び中山間地域(B)の各数値は四捨五入後の数値であり、割合は四捨五入前の数値から算定しているため、表の数値で計算すると一致しない場合がある。

中山間地域支援施策

中山間地域等の農業を「支える」

- (1) 農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動の継続が図られるよう、中山間地域等直接支払制度による地域の共同活動等を支援
- (2) 農地保全や農業に関する経済活動と併せて生活支援を行う農村RMO(農村型地域運営組織)の形成を推進
- (3) 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の作成と、当該構想に基づく荒廃農地の発生防止と再生・解消の取組を推進

中山間地域等の農業で「稼ぐ」

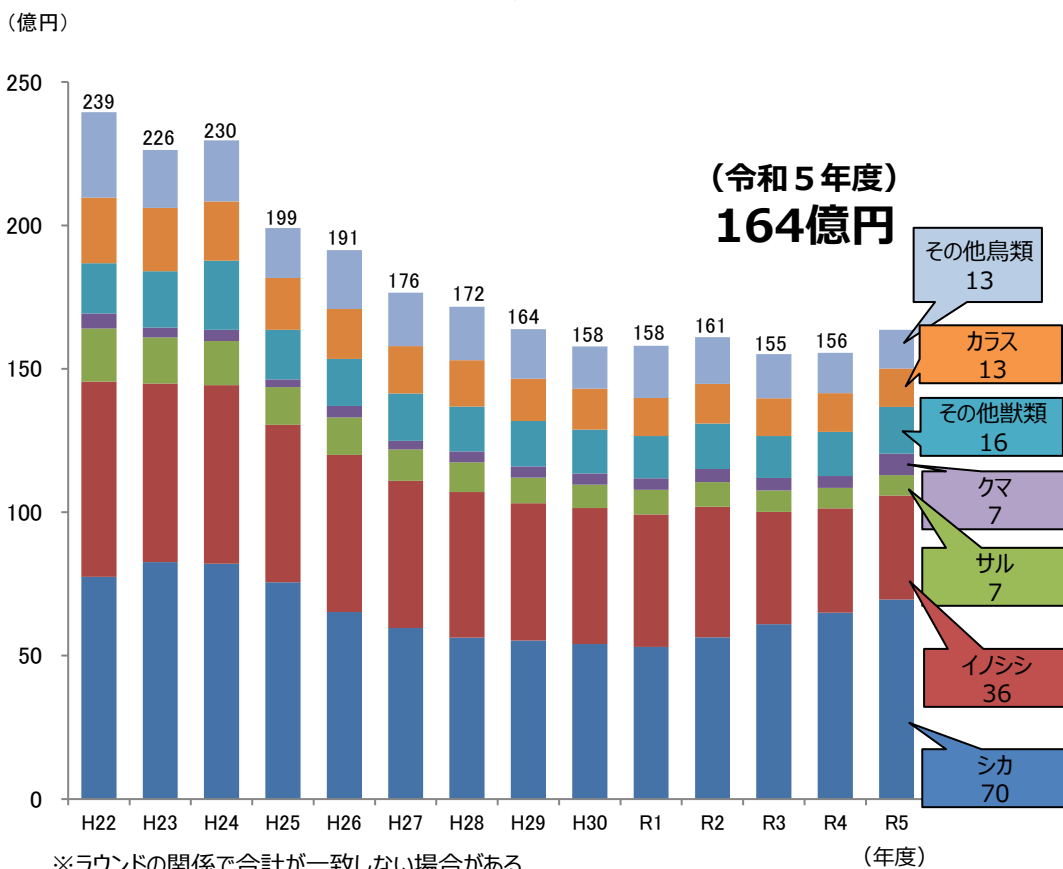
- (1) 地域特性を活かした高収益作物の導入、有機農業、複合経営の取組を支援
- (2) 農地、農業水利施設、生産・販売施設等の総合的な整備を支援
- (3) 多様な地域課題に対応したスマート農業技術の開発・供給の促進、農業支援サービス事業者の育成・確保等
- (4) 地域の特色を活かした農産物のブランド化、地域資源を活用した商品開発等を支援

「関わる」関係人口を拡大

- (1) 棚田や農業遺産について、地域住民、民間企業等による地域活動への参加や、商品開発・普及等を促進
- (2) 都市農地を活用した農業体験に加え、滞在型市民農園などの市民農園や体験農園の整備を促進

- 野生鳥獣による農作物被害額は、164億円（令和5年度）。そのうち、全体の約7割がシカ、イノシシ、クマ、サルによるもの。
- 鳥獣被害対策は、個体群管理（とる）、侵入防止対策（まもる）、生息環境管理（よせつけない）の3本柱が基本。
- 令和5年度における捕獲頭数は、シカは72万頭、イノシシは52万頭。

○ 野生鳥獣による農作物被害額の推移



【出典】「全国の野生鳥獣による農作物被害状況について」（農林水産省）

○ 鳥獣被害対策の3本柱



○ シカ・イノシシの捕獲頭数の推移

単位：万頭

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
シカ	59	60	58	60	58	61	67	72	72	72
イノシシ	52	55	62	55	60	64	68	53	59	52

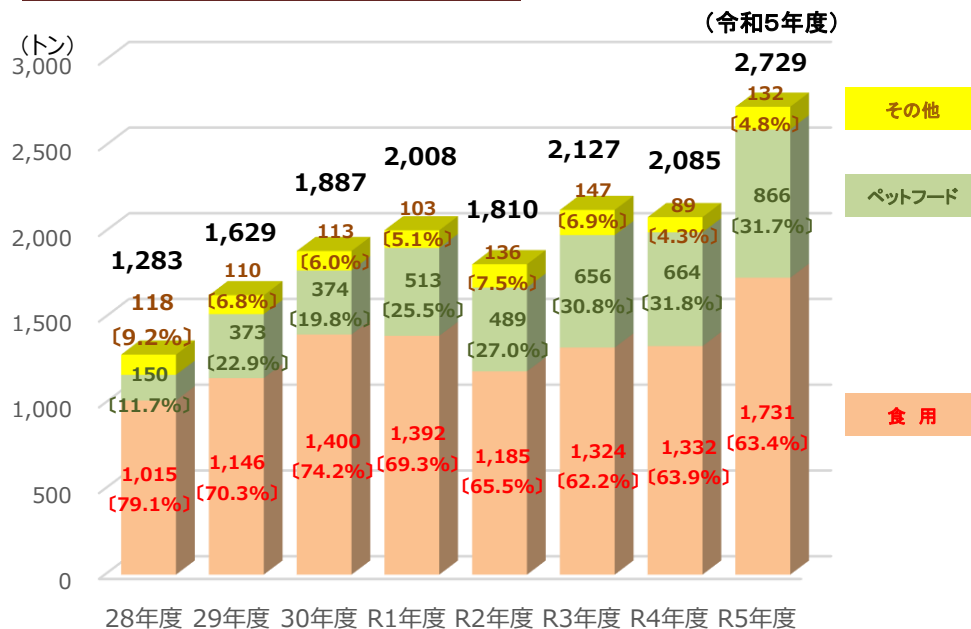
資料：「鳥獣関係統計」および「ニホンジカ・イノシシ捕獲頭数速報値（令和5年度）」（環境省）に基づき農林水産省作成

- 令和7年4月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、令和12年のKPIとして、ジビエ利用量4,000トン进行掲げている。
- 目標達成に向けて、捕獲鳥獣を地域資源として有効利用するジビエ利用の取組を全国に広げいくため、捕獲から消費までの各段階での対策を重点的に講じている。

ジビエ利用の実態

- 全国の772処理加工施設において、令和5年度にジビエとして利用するために解体された野生鳥獣は182,627頭・羽であり、ジビエ利用量は2,729トン。捕獲されたシカ・イノシシのうちジビエとして食肉加工・流通された割合は約1割（※捕獲者による自家消費を除く）。

ジビエ利用量の推移



〔出典〕野生鳥獣資源利用実態調査

国産ジビエ認証制度

- 安全なジビエの提供と消費者のジビエの安心を図るため、平成30年5月に認証の仕組みを決定し公表。

(令和7年6月末時点の認証施設数 31件)



国産ジビエ
認証

【取組事例：株式会社ART CUBE】
令和6年度鳥獣被害対策優良活動表彰
農林水産大臣賞 受賞

- 徹底した品質・衛生管理により、平成30年に第1号の国産ジビエ認証を取得し、国の指針を上回る厳格な独自ルールを定めるほか、捕獲作業は社員又は契約ジビエハンター（※）のみが行うなど新鮮な肉の確保・処理・加工を徹底。

(※ジビエに必要な衛生管理の知識を持つ捕獲者)

- 全国各地での講習会開催や視察の受入れに加え、独自に作成したジビエハンターガイドブックの普及により狩猟者の育成にも貢献。



百貨店等での販売



講演の様子



ジビエハンターガイドブック

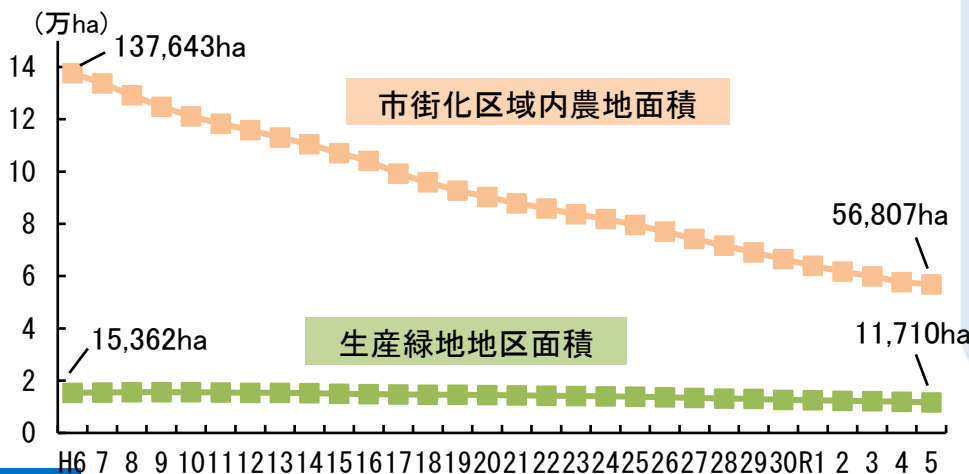
- 都市農業は、新鮮な農産物の供給、防災空間の確保、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農業体験の場の提供等の多様な役割を果たしている。
- 市街化区域内農地は全農地の1.3%程度であり、都市農業の農業産出額は都市住民との距離が近いという立地を活かした農業を行い、全国の1.8%(推計)を占めている。
- 意欲ある都市農業者等が都市農地を借りやすくする「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」(平成30年法律第68号)を制定し、都市農地の有効な活用に取り組んでいる。

○都市農業に関連する指標

	農地面積	農業産出額
全 国	427.2万ha	9兆5,543億円
都市農業 (対全国比)	5.7万ha(1.3%)	1,736億円 (1.8%)
	うち生産緑地 1.2万ha(0.3%)	

資料： 全国の数値は農林水産省「耕地及び作付面積統計(令和6年)」、「2020年農林業センサス」、「生産農業所得統計(農業産出額及び生産農業所得)(令和5年)」。
都市農業の数値は総務省「固定資産の価格等の概要調書(令和5年)」、
国土交通省「都市計画現況調査(令和5年)」を用いた推計。
なお、都市農業の農業算出額は市町村毎の耕地面積に対する市街化区域内農地面積の割合を
農業算出額に乗じて推計している。

○市街化区域内農地面積の推移



資料：総務省「固定資産の価格等の概要調書」、国土交通省「都市計画現況調査」

都市農地の貸借の円滑化に関する法律の概要

課 題

農業従事者の減少・高齢化が進む中、都市農地(生産緑地地区内の農地)については、意欲ある都市農業者等によって有効に活用されることが重要であり、そのための貸借が円滑に行われる仕組みが必要。

本法律の目的

都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資する。

